

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨に係る千葉県災害廃棄物処理実行計画（令和元年11月改訂）の概要

第1章 基本的事項

○目的

台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、同時に多様かつ大量の災害廃棄物が発生しており、千葉県内で発生した災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう必要な事項を定め、早期の復旧・復興を実現することを目的とする。

○被災の状況

[単位：棟]

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
改訂前	251	2,384	42,516	52	118	45,321
改訂後	318	3,354	58,077	1,441	1,413	64,603
増減	67	970	15,561	1,389	1,295	19,282

第2章 基本方針

- 基本的な考え方：災害廃棄物の処理にあたっては、安全性、迅速性、経済性、再生利用に配慮しつつ、適正かつ確実な処理を行うこととする。
- 処理の対象：台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により発生した災害廃棄物
- 処理主体：市町村（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項）
- 処理期間：令和3年3月末までの処理完了を目標とする。
（損壊家屋の撤去の進捗等を踏まえて適宜見直し）
- 処理方法：可能な限り資源化や再生利用等により最終処分量を低減する。
また、最大限、県内処理を行うこととするが、必要に応じて県外広域処理を実施する。

第3章 処理実行計画

第1節 災害廃棄物の発生推計量

○ 災害廃棄物の発生推計量

[単位：トン]

ゾーン区分	改訂前	改訂後	増減
東葛・葛南	6,600	10,100	3,500
千葉中央	19,000	23,000	4,000
市原・君津	83,700	123,200	39,500
長生・夷隅	7,800	14,700	6,900
香取・海匝・山武	61,000	78,600	17,600
安房・勝浦	82,000	117,100	35,100
印旛	20,000	27,300	7,300
合計	280,100	394,000	113,900

第2節 災害廃棄物処理の基本

○ 役割分担

市町村等の役割	県の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・関係機関等への協力・支援要請 ・市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物の処理 ・仮置場の確保、設置、運営 ・全壊家屋の解体、撤去 ・国庫補助金の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の集約、情報提供 ・関係機関等との協力・支援の調整 ・県外広域処理に向けた調整 ・災害廃棄物処理に対する技術的支援 ・県全体の災害廃棄物処理の進捗管理など

第3節 県内処理と広域処理

- 災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量等から県外広域処理の必要性について検討を行い、必要に応じて県外広域処理を実施する。

第4節 基本的な処理スケジュール

- 基本方針で定めた期間内での処理完了を目標とする。

	令和元年				令和2年			令和3年				
	9	10	11	12	1	…	12	1	2	3	4	
千葉県災害廃棄物処理実行計画		策定	進捗管理を実施									
災害廃棄物の撤去	片付けごみ撤去											
家屋撤去			損壊家屋撤去									
一次仮置場	既存の処理施設へ搬出									原形復旧		

災害廃棄物処理完了

第5節 進捗管理及び見直し

- 災害廃棄物処理の進捗管理のため、被災市町村について、定期的に災害廃棄物の搬入・搬出状況及び仮置場の管理状況等を把握する。
- 進捗状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直す。